

理事候補者の募集要項

公益財団法人長野県建設技術センター

1. 楽 旨

長野県建設技術センター（以下「当センター」という。）は、長野県及び市町村の発注する公共工事への技術支援、建設材料試験、技術研修の開催等を通じて、建設事業の円滑かつ効率的な推進と技術の向上を図り地域の振興発展に寄与することを目的として事業を実施しています。

当センターの経営を担う理事を選任するにあたり、その候補者を募集します。

2. 募集内容

理事候補者 1名

※ 理事は理事候補者のうちから当センター評議員会（令和8年3月下旬開催予定）において選任されます。

3. 職務内容

法人経営全般

4. 任 期

令和8年4月1日から令和9年6月開催予定の定時評議員会の終結の時までとする。
ただし、再任もあります。

※ 通常の任期は2年となります。

5. 勤務条件（常勤理事の場合）

- ・勤務地 : 本部（長野市南長野字幅下667番地6 長野県土木センター2階）
- ・勤務時間 : 平日勤務 8時30分～17時15分
- ・報酬 : ①月額35万円（令和7年度実績）
②賞与1.4月分（令和7年度実績）
③通勤手当を支給
- ・福利厚生 : 健康保険、厚生年金制度に加入

6. 応募資格

- (1) 令和8年4月1日から勤務できる者で、任期を全うできる見込みがあり、任期満了時において65歳以下であること。
- (2) 常勤の理事として、当センター業務に専任できる者であって、経営者として求められる見識を有している者であること。
- (3) 経営者として組織ガバナンスを適切に遂行できる能力を有していること。
- (4) 経営基盤強化や人材育成の推進を図り、効率的かつ円滑な業務運営ができること。

7. 欠格事由

次のいずれかに該当する者は、理事となることはできません。

(1) 以下に掲げる行為により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

- ① 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反したこと
- ② 刑法に規定する傷害罪、現場助勢罪、暴行罪、凶器準備集合罪、脅迫罪、背任罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律第 1 条、第 2 条若しくは第 3 条の罪を犯したこと
- ③ 国税若しくは地方税に関する法律のうち偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したこと

(2) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

8. 申込方法等

(1) 申込書等の配布

- ・申込書等は、当センターのホームページからダウンロードすることができます。
- ・<https://www.npctc.or.jp/>
- ・郵送希望者は、郵便番号、宛先及び氏名を明記し、110 円切手を貼った封筒（長形 3 号（定型 12cm×23.5cm）を同封して、企画総務課宛に申し込んでください。

(2) 申込方法

応募者は、次の書類を当センター企画総務課まで提出してください。

① 応募申込書

- ・3 か月以内に撮影した上半身正面の写真（縦 4 cm×横 3 cm）を貼付してください。
- ・学歴は、最終学歴を記入してください。
- ・職歴は、会社名、所属名、役職名、職務内容等を記入してください。

② 自己推薦書

A4 用紙（40 文字×40 行）片面 2 枚以内で作成してください。

(3) 応募期間

令和 8 年 2 月 2 日（月）から 令和 8 年 2 月 20 日（金）まで

（応募状況によっては期日前に受付を終了する場合があります。）

(4) 書類提出先

〒380-0837

長野市南長野幅下 667 番地 6 長野県土木センター2 階

公益財団法人長野県建設技術センター 企画総務課

9. 選考方法

原則として書類審査ですが、必要な場合には面接を実施します。